事 務 連 絡 平成 30 年 7 月 3 日

都道府県下水道担当課長 政令指定都市下水道担当課長 (上記、各地方整備局経由) 市町村下水道担当課長 (上記、各都道府県経由) 日本下水道事業団事業課長 都市再生機構下水道担当課長

> 国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 管理企画指導室 課長補佐 下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

## 「非常事態宣言」の解除について

「死亡事故撲滅へ向けた受注者等への指導徹底について(依頼)」(平成30年3月2日付事務連絡)において、下水道事業における関係者全員が死亡事故撲滅に対する共通認識を持つため、「非常事態宣言中」のポスターを工事現場等に掲示するよう依頼しておりましたが、100日以上、死亡事故が発生していないことから、「非常事態宣言」は一旦解除することといたします。

各下水道管理者におかれましては、引き続き、死亡事故撲滅に向けて現場の隅々まで安全確認を実施し、事故の未然防止に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、死亡事故が発生した場合、引き続き、本省による個別ヒアリングを行い、再発防止策 や今後の安全管理方針等の確認を行うことを申し添えます。